

軽自動車税減免申請の個人番号(マイナンバー)の記載について

軽自動車税の減免申請について、平成28年度以降の申請書(様式)に個人番号の記載欄が新設されました。個人番号を記載した減免申請書をご提出いただく際、本人確認資料(個人番号確認資料+顔写真付身元確認資料)の提示が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

個人番号の記載

12桁の個人番号は、住民票を有するすべての方に通知される大切な番号です。

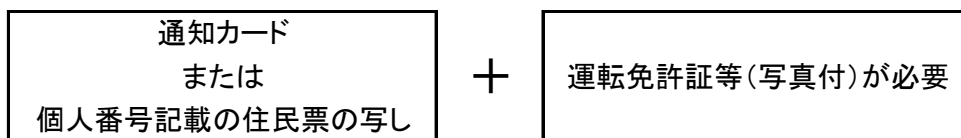
個人情報の漏えい、なりすまし等を防ぐため、個人番号が記載された申請書の受付には本人確認が必要です。(郵送の場合は下記を参照に確認資料の写しを同封してください)

【本人による申請の場合】(一般的な本人確認方法)

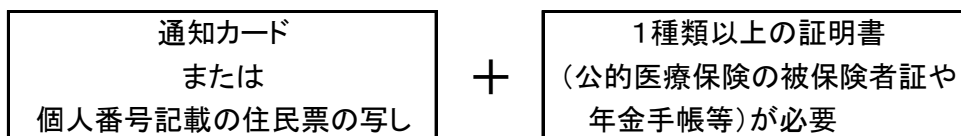
マイナンバーカード(写真付のもの):これ1枚で可



↓ マイナンバーカードがなければ



↓ 顔写真付の証明書がなければ



【代理人による申請の場合】(一般的な代理申告方法)

①委任状(代理権の確認)、②代理人の運転免許証等(代理人の身元確認)、③申請者のマイナンバーカードや通知カードの写し(本人の番号確認)が必要です。

(税理士の場合は、①税理代理権限証書、②税理士証票、③申請者のマイナンバーカードまたは通知カードの写し。)